

高知市災害用協力井戸 登録までの流れ

①

「災害用協力井戸登録届」を提出

登録届の書き方等、不明点があるときは地域防災推進課
(088-823-9040)までご連絡ください。

②

現地にて井戸の確認・調査

安全に使用できるか、井戸の現状を確認します。

③

登録要件を満たしている場合、登録

登録決定通知書及び登録標識(プレート)を送付します。
状況に応じて、高知市ホームページにて所在等を公表します。

登録要件

- ・ 市民等(法人含む)が所有又は管理する井戸であること
- ・ 市内に存在する井戸であって、継続使用可能なもの
- ・ 災害時に無償で井戸水を提供できること
- ・ 安全に使用可能であること
- ・ 地域住民等への井戸の所在情報公開について、所有者や管理者の同意があること